

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

●人口構造について

知多市の人口は、昭和45年の市制施行以来増加してきましたが、現在は日本全体と同じように減少傾向となっています。近年の人口の推移としては、平成25年は85,822人(同年4月1日現在)で、平成28年は86,025人(同年4月1日現在)、平成31年は85,190人(同年4月1日現在)、令和5年は83,646人(同年4月1日現在)になっています。平成28年頃が最多になっており、令和5年との差は2,379人となっています。

生産年齢人口の推移は、平成25年は53,849人(同年4月1日現在)で、平成28年は52,225人(同年4月1日現在)、平成31年は50,544人(同年4月1日現在)、令和5年は49,578人(同年4月1日現在)になっています。平成25年頃が最多になっており、令和5年との差は4,271人となっています。人口より生産年齢人口の方が減少の人数が多く、労働力不足として本市への影響が大きくなっていると考えます。

また、知多市の特徴として、昼間人口が夜間人口に比べ20%程度低いことや、市民の約20%が名古屋市に通勤、通学していることを始め、約60%以上が市外に通勤、通学をしていることから、ベッドタウンの性格が強いまちと言えます。

●産業構造について

知多市の産業構造として、工業では、臨海部にエネルギー関連産業を中心とした企業が集積しており、内陸部には造成された工業団地(大興寺工業団地及び知多浦浜工業団地)に、交通アクセスの良さから航空機部品や精密機器の製造などの高度な技術力を持つ企業が立地しています。商業では、生活圏域に生活用品を扱う店が少なく、小規模な店舗が多いので、近隣市町の大型店舗に購買客が流出しています。

知多市の総事業所数は約2,400で、そのうち約99%の事業所が中小企業に該当します。また、市内の中小企業のうち、小規模事業者は約60%を占めており、業種別では、卸売・小売業の占める割合が一番多く、建設業が2番目、宿泊業・飲食サービス業が3番目になっています。

また、市内の事業所における総従業員数は約23,000人で、業種別では製造業、医療・福祉業、卸売・小売業の順に割合が大きくなっています。

(令和3年 経済センサスー活動調査より)

●中小企業者の実態について

中小企業者の事業所数は、卸売・小売業が一番多く、次いで建設業、宿泊業・飲食サービス業の順になっています。

これと先述の業種別の従業員割合を比較すると、建設業及び宿泊業・飲食サービス業は、事業所数こそ多いものの、従業員数は少ないため、中小企業の中でも、特に小規模事業者が多いことが分かります。この理由としては、建設業は、臨海部のエネルギー産業の企業の装置を維持管理するため、小規模事業者が地の利を生かして数多く存在していると考えられます。また、宿泊業・飲食サービス業は、市民の暮らしを支えるために数多く存在していることが考えられ、臨海部の工業地帯と市街地のベットタウンとしての二面性を持ち合わせた形で発展してきたことが考えられます。

(令和3年 経済センサスー活動調査より)

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の各企業における労働生産性の向上推進し、未来に広がる産業、にぎわいの基盤づくりを目指します。

これらを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定事業者件数は、導入促進基本計画の計画期間の2年間で15件とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することとします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業等と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に掲げる全ての設備を対象とします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地から臨海部の工業地帯まで広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、本市全体とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売・小売業、宿泊業・サービス業、建設業など多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現

する必要があることから、本計画における対象とする業種は、全ての業種とします。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化や業務効率化に向けた設備投資等、多様であることから、本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。
- ②中小企業者の地域の特性を活用した設備投資が行えるように、施策を総合的に推進するように配慮します。
- ③中小企業者の実情に応じた認定ができるように配慮し、認定した計画の進捗状況を適宜確認ができる体制を整えます。
- ④公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。